就学許可の申請手順

デンマーク大使館(東京)での申請手順

- 1. どの申請用紙を使用するか確認
- 2. 自身の申請内容にあった「必要書類チェックリスト」を確認
- 3. 必要書類を集める
- 4. デンマーク雇用維持・外国人雇用庁にオンラインで申請料金を支払う
- 5. 申請書の提出方法を決める
- 6. 大使館に予約を取る
- 7. 申請書を提出
- 8. 所要時間
- 9. 就学許可証の結果について
- 10. レジデンスカード

どの申請書を使用するか確認

使用する申請用紙の種類は、デンマーク滞在の目的により変わります。 就学または就学関連活動でデンマークに滞在する場合は、デンマーク雇用維持・外国人 雇用庁ウェブサイトより就学許可申請書を御使用下さい。

就学、または就学関連活動でデンマークに滞在される方の同行家族として滞在される場合は<u>同行家族滞在許可申請書</u>を御使用ください。申請書に関する詳しい事項は<u>デンマーク雇用維持・外国人雇用庁ウェブサイト</u>をお読み下さい。もしあなたが、もしくはあなたを招聘する学校または機関がどの申請書を使用するのか不確かな場合は<u>デンマーク雇用維持・外国人雇用庁に直接</u>お問い合わせ下さい。

自身の申請内容にあった「必要書類チェックリスト」を確認

就学許可または同行家族滞在許可を申請するにあたり必要な書類を大使館ホームページの必要書類チェックリストでご確認下さい。

必要書類を集める

正しい申請書に必要事項を記入し「必要書類チェックリスト」にある必要書類を揃えてください。申請書には招聘する学校(または機関)が記入する欄がありますので必ずご記入ください。招聘する学校(または機関)が記入する申請欄はコピーでも構いませんが、申請者の記入欄は本人の署名が必要となります。家族を帯同する場合、その家族自身の申請書と内容が正確に一致するように、同行者の欄を記入してください。

デンマーク雇用維持・外国人雇用庁にオンラインで申請料金を支払う

- デンマークへの就学許可の申請を行う場合、外国人は通常、オンラインで申請 料を支払う必要があります。
- 申請料を支払う前に、申請者は<u>デンマーク雇用維持・外国人雇用庁ウェブサイト</u> にてケースオーダーID を取得する必要があります。
- 申請料の支払いを免除されている場合でも、ケースオーダーIDの取得は必要です。申請料の詳細および免除については、デンマーク雇用維持・外国人雇用庁ウェブサイトにてご確認下さい。
- 申請者が大使館に来館したときに手数料がかかります。(日本国籍の方は大使館に対する手数料支払いは免除されています。)手数料に関する詳細は大使館のウェブサイト、手数料のページでご確認下さい。

大使館への手数料の支払いは現金でお願いします。

申請書の提出方法を決める

申請書の提出方法には2通りあります。

東京のデンマーク大使館へ提出する

就学許可申請書は、申請者の出生国のデンマーク大使館、または過去3ヶ月間、合法的に居住している国のデンマーク大使館に提出することができます。つまり東京のデンマーク大使館で申請を行えるのは、日本国籍であるか、または申請の最低3ヶ月前から日本での居住許可を取得している方に限ります。

デンマークで申請

申請者が合法的にデンマークに居住している場合(申請とは違う居住許可、ビザ、ビザ免除滞在、またはEU規則の基で滞在)、デンマーク雇用維持・外国人雇用庁で申請を行うことができます。申請者がデンマークに居住している場合は、デンマーク雇用維持・外国人雇用庁に申請方法を確認してください。

大使館に予約を取る

tyoambcon@um.dk で予約をおとり下さい。

- Eメールの件名に「 就学許可申請予約 [申請者の氏名] 」とお書き ください。
- Eメールの内容
 - 氏名
 - 国籍
 - 電話番号
 - 予約希望日

申請書を提出

申請書及び必要書類を全て揃え「必要書類チェックリスト」に従い順番に並べて下さい。申請書類一式を大使館に来館し提出して下さい

所要時間

大使館での申請及び生体認証データの記録には30分から60分かかります。デンマーク雇用維持・外国人雇用庁による審査の所要日数は、申請の種類によって違います。所要日数についての情報は、デンマーク雇用維持・外国人雇用庁ウェブサイトにてご確認ください。書類に不備がある場合、デンマーク雇用維持・外国人雇用庁の許可交付が遅延や却下となりえますのでご注意ください。

審査結果の回答

デンマーク大使館またはデンマーク雇用維持・外国人雇用庁より審査の結果、及び今後の 指示のご連絡を致します。

指示書をよくお読みになって指示に従って下さい。申請書の提出、生体認証の手続きが終了しましたら、申請者からデンマーク大使館、デンマーク雇用維持・外国人雇用庁に連絡をする必要はありません。追加で提出していただく書類がある場合、また審査結果が出た際に、デンマーク大使館、またはデンマーク雇用維持・外国人雇用庁より連絡させていただきます。

レジデンスカード

就学許可が下りた申請者がデンマークに入国すると、レジデンスカードが交付されます。レジデンスカードには、デンマーク雇用維持・外国人雇用庁にて受領する方法と、デンマークの住所への郵送により受領する方法があります。指示書に記載された受領方法に従って下さい。

免責事項。このウェブサイト上の情報は細心の注意を払って用意されたものですが、 本文に不正確な情報が含まれていた場合、大使館は何ら責任を負う事はできません。